

安心して眠りたい!!

設置義務化からもう14年!
住宅用火災警報器を交換しましょう!



九州一斉 住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中!

※全ての住戸の寝室などに住宅火災警報器を取り付ける義務があります。
※使用中の住宅用火災警報器が正常に動くかどうか、ご自身で点検ができます。
各製品の取扱説明書をご確認ください。

【問合せ】 始良市消防本部 / 始良市防火協会

予 防 課 0995-63-3819

始良分遣所 0995-64-5559

中央消防署 0995-64-3133

蒲生分遣所 0995-52-0279

【後 援】
FDMA 消防庁
包蔵の心 Fire and Disaster Management Agency

